公益財団法人 仙台ひと・まち交流財団 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

- **1 計画期間** 令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間
- 2 内容

目標① —

育児休業や育児目的休暇制度等に関し、財団全体で職員の理解が深まり、取得を希望する職員が安心して制度を利用することができる職場環境づくりをより一層進めていく。

≪対 策≫

- ・令和7年度 休暇制度やその手続き方法に関するハンドブックを新たに作成し、第4期行動 計画時に改訂した「子育て支援ハンドブック」と併せて、職員全体へ周知を図る。
- ・令和8年度 所属長に対し、仕事と家庭の両立支援にかかる意識改革のために休暇制度に関する説明会を年1回実施できるようにする。
- ・令和9年度~ 制度に関するアンケート調査を行い、改善点等について随時見直しを図る。

目標(2)

育児休業や男性職員の育児を目的とした休暇制度の利用が100%になることを目指す。

≪対 策≫

- ・令和7年度 目標①と同様に「子育て支援ハンドブック」について、職場全体へ周知を図り、職員の理解度を向上させる。
- ・令和8年度~ 制度に関する理解度を把握するためのアンケート調査を実施し、取得しやす い職場環境づくりについて検討する。
- ・令和9年度~ アンケート調査結果を踏まえ、取得しやすい職場環境づくりを進めていく。

目標(3)

計画期間中の各年度における職員1人当たりの超過勤務の1月当たりの合計時間数を5時間未満にする。

≪具体的な取り組み≫

・令和7年度~ 毎月、超過勤務の状況把握を行い、定期的にストレスチェック等を実施することにより職員の健康を把握し、仕事と生活のバランスに配慮する。